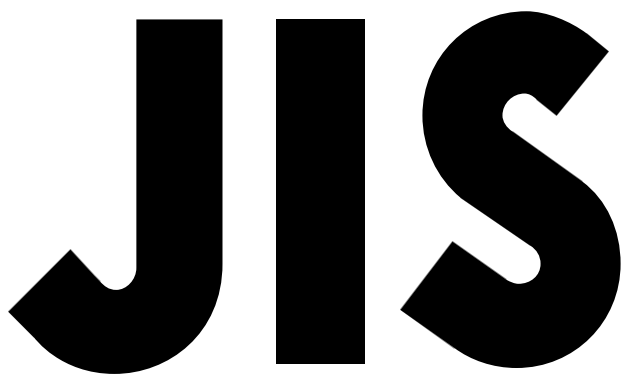




フロン類又はフロン類代替物質を使用する 製品の環境影響度の目標達成度表示方法

JIS Z 7161 : 2025

(JRAIA/JSA)

令和 7 年 5 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	阿 部 明 美	一般社団法人日本ゴム工業会
	上 野 博 子	一般財団法人化学物質評価研究機構
	上 野 祐 子	中央大学
	小 川 修	一般社団法人日本塗料工業会
	加 茂 徹	早稲田大学
	栢 英 則	日本プラスチック工業連盟
	下 鍋 達 也	公益社団法人自動車技術会
	永 田 淳	一般社団法人日本分析機器工業会
	野 田 浩 二	一般社団法人日本化学工業協会
	花 村 美 保	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	林 英 男	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	三 浦 安 史	石油連盟
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 27.7.21 改正：令和 7.5.20

官 報 掲 載 日：令和 7.5.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本冷凍空調工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3432-1671)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 田辺 新一）

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会（委員長 高津 章子）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 目標の達成度	2
5 表示方法	6
6 フロンラベル	7
6.1 一般事項	7
6.2 目標の達成度	9
6.3 環境影響度の区分	10
6.4 目標年度	12
6.5 使用ガスの地球温暖化係数	12
6.6 フロンラベルの表示方法の特例	12
7 簡易フロンラベル	17
7.1 一般事項	17
7.2 目標の達成度	19
7.3 簡易フロンラベルの表示方法の特例	19
7.4 巻末などでの表示	21
解 説	22

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本冷凍空調工業会（JRAIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Z 7161:2023** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

フロン類又はフロン類代替物質を使用する製品の 環境影響度の目標達成度表示方法

Labels for environmental-impacts achievement levels for
the products using fluorocarbons or alternative fluorocarbons

序文

この規格は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）（以下、フロン排出抑制法という。）の第 2 条第 2 項に規定する指定製品が追加されたため、改正した。

1 適用範囲

この規格は、フロン類又はフロン類代替物質を使用する製品のうち、指定製品¹⁾の環境影響度の目標値に対する達成の程度を示す表示方法について規定する。

注¹⁾ 指定製品とは、フロン排出抑制法に基づき、フロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして定められた製品であって、表示対象となる製品は、フロン排出抑制法によって指定製品として目標値及び目標年度を定められたものをいう。

2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

環境影響度

オゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度

注釈 1 この規格では、この環境影響度の指標として、地球温暖化係数（フロン類及びフロン類代替物質の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に関わる当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき定められた係数）が用いられる。

注釈 2 地球温暖化係数としては、平成 27 年経済産業省告示第 54 号による係数がある。